# 菊陽町 介護保険の福祉用具購入費支給の流れ

介護保険制度を利用して福祉用具を購入するときは、事前確認申請が必要です。購入したあとに申請をされても、助成対象にはなりませんのでご注意下さい。

### 1 要介護認定を受ける

介護保険の認定申請を行い、要介護認定(要支援もしくは要介護)を受ける必要があります。

福祉用具購入について介護支援専門員(ケアマネジャー)等に相談する

購入者、ケアマネジャー、販売業者等との間で<u>福祉用具の内容を十分に検討</u>してください。原則 として必要最低限の機能を備えたグレートの福祉用具を選択していただきます。

#### 事前確認申請(審査)

菊陽町介護保険課介護保険係に必要書類を提出し確認を受ける。

- ※書類の準備・提出等はケアマネジャーが行います。
  - ◆提出書類◆
  - ①福祉用具購入費支給申請書(写し) 支払い方法により「受領委任払用」と「償還払用」があります。
  - ②理由書
- ③見積書
- ④製品カタログの写し
- ⑤ケアプラン ⑥福祉用具購入について
- その他、場合によって必要な書類が有る場合は個別に依頼します。

町で福祉用具購入内容の審査・決裁を行います(1週間~10日程度)

※このとき、内容に不明な点や疑義等があった場合は、再検討の依頼等を行うことがあります。

#### 4 承認

事前確認申請で問題がなければ町からケアマネジャーへ承認の電話連絡を行います。 ケアマネジャーは販売業者に購入を依頼します。

※承認の書類を介護保険課窓口にて渡します。

### 5 福祉用具の購入

① 受領委任払いの場合、購入者は負担割合に応じた金額を販売業者へ支払う(事前に業者と町で契約が必要)。給付分は、町から販売業者へ支給します。

②償還払いの場合、購入者は購入費用全額を支払い、後日町から給付割合分の金額の支給を受ける。

### 福祉用具購入費支給申請書の提出

- 介護保険課介護保険係に必要書類を提出する。
- ◆提出書類◆
- ①福祉用具購入費支給申請書(原本)
- ②利用者が負担した金額の領収書

## 7 支給額の決定・指定口座への振込

介護保険課から販売業者、または購入者へ決定通知が送付されますので確認してください。 ※支給までには支給申請書を提出してから約2~3ヶ月程度かかります。



